

総合計画まちづくり総合プランの構成と今後の議論展開のイメージ

資料 1

【第5次総合計画まちづくり総合プランの構成（※）】

-
- I 計画策定の意義
 - II **目指す都市像**
 - III 計画の位置付け及び期間
 - IV 人口
 - V 土地利用の方向性
 - VI 都市像実現のために4年間で取り組む施策
 - 1. 本市を取り巻く社会背景と課題
 - 2. 大牟田市総合計画2006～2015のふり返り
 - 3. **まちづくり総合プラン施策体系図**
 - 4. 基本目標達成のための施策
 - 第1編 未来を拓く人がはぐまれています
 - 第2編 地域の宝が活かされ、にぎわいのあるまちになっています
 - 第3編 支えあい、健やかに暮らせています
 - 第4編 都市と自然が調和した快適なまちになっています
 - 第5編 安心して安全に暮らせています

【今後の議論展開のイメージ】

「まちづくり総合プラン」は、①本市の目指す将来の都市像を掲げ、②その都市像を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すという関係。

しかしながら、基本構想と基本計画は互いに関連しあうものであり、本市の取組み状況や市を取り巻く環境の変化、今後の施策や事業の展開を含めて考えながら、本市の将来の都市像を描く必要がある。

そのため、

- ①長期的な視点で掲げた第5次総合計画の都市像と基本目標を基本に、
- ②この4年間の取組み状況や本市を取り巻く環境の変化について確認（基本構想①：第2回審議会）
- ③それを踏まえ、本市の将来の都市像について、今後もこの方向性で良いかを確認（基本構想②：第3回審議会）
- ④将来の都市像や基本目標に基づき、それを実現する手段として、それぞれの施策分野を体系化する（基本構想③：第4回審議会）
- ⑤施策体系に基づき、個別施策における現況と課題を踏まえた基本方針や今後必要とされる施策や事業などを確認（基本計画：第5・6・7回審議会）
- ④基本構想・基本計画を通して整合を図りながら、最終的な意見を集約（答申の取りまとめ：第8・9・10回審議会）

（※）第6次総合計画まちづくり総合プランの構成については要検討

※各審議会開催にあたっては、時間的な制約もあるため、終了後も意見提出様式により、意見の集約を行う。

基本構想部分

基本計画部分